

議案第 2 号

特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定による意見聴取)

特定生産緑地に指定する生産緑地地区一覧（案）

特定生産緑地（羽曳野市）の指定

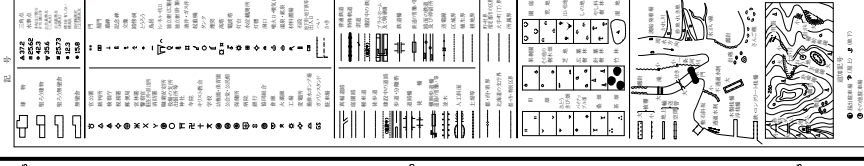
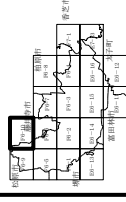
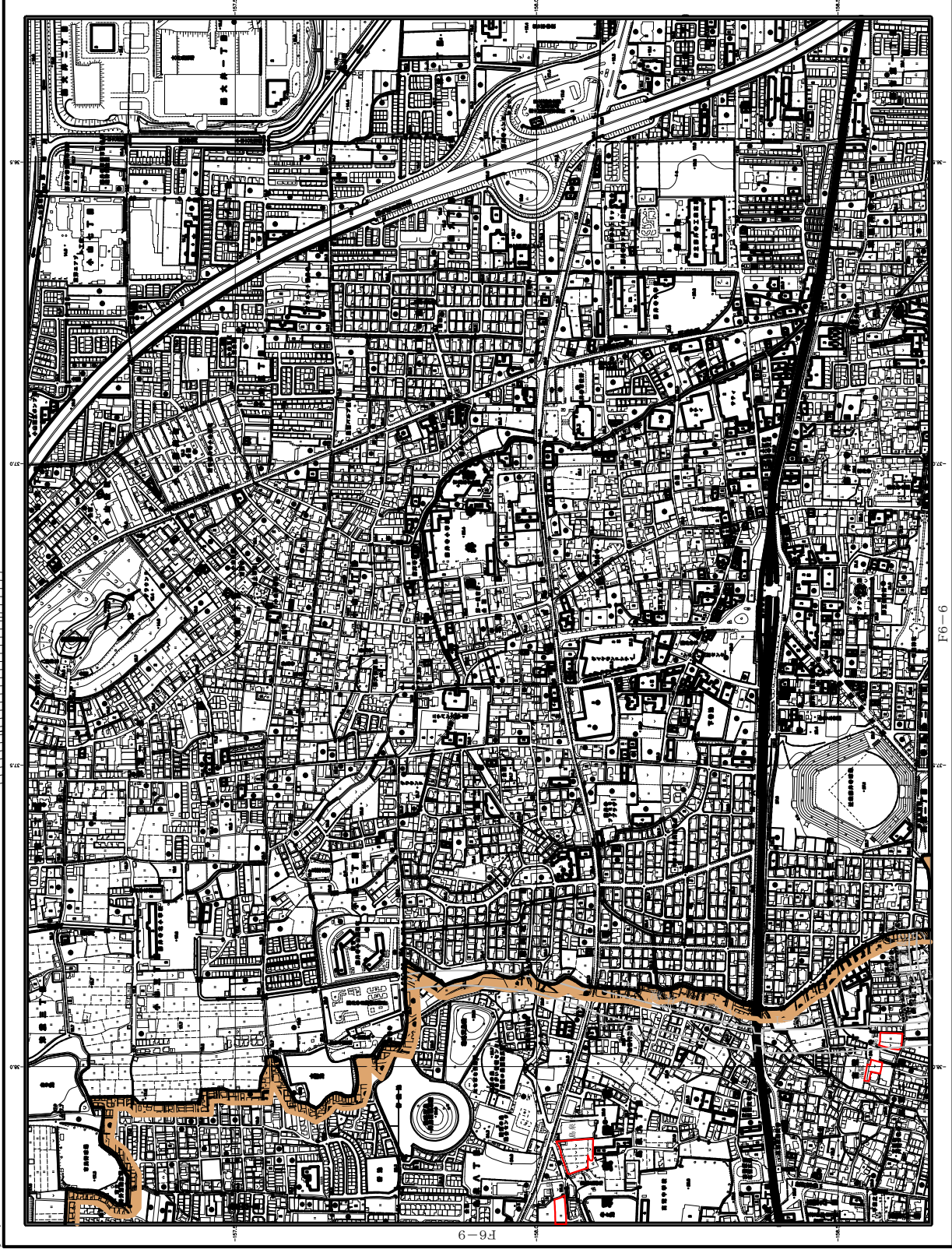
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	名称	位置	面積	備考	図面番号
			特定生産緑地		
			新たに指定する区域		
1	島泉 1	羽曳野市島泉五丁目地内	約0.14	全部指定	1/11
2	島泉 2	羽曳野市島泉六丁目地内	約0.21	全部指定	1/11
3	島泉 5	羽曳野市島泉九丁目地内	約0.26	一部指定	1/11 2/11
4	島泉 1 8	羽曳野市島泉一丁目地内	約0.05	一部指定	1/11
5	南恵我之荘 9	羽曳野市南恵我之荘五丁目及び野地内	約0.15	一部指定	3/11
6	南恵我之荘 1 6	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.07	一部指定	3/11
7	高鷺 3	羽曳野市高鷺八丁目地内	約0.06	一部指定	3/11
8	高鷺 9	羽曳野市高鷺七丁目地内	約0.06	一部指定	3/11
9	高鷺 1 4	羽曳野市高鷺五丁目及び六丁目及び伊賀一丁目地内	約0.08	一部指定	4/11
10	高鷺 1 7	羽曳野市高鷺八丁目地内	約0.13	全部指定	1/11
11	野 2	羽曳野市野地内	約0.07	全部指定	3/11
12	野 3	羽曳野市野地内	約0.31	全部指定	3/11
13	野 5	羽曳野市野地内	約0.12	全部指定	3/11
14	野 1 2	羽曳野市野地内	約0.09	全部指定	3/11
15	伊賀 3	羽曳野市伊賀一丁目地内	約0.21	一部指定	4/11
16	伊賀 4	羽曳野市伊賀五丁目地内	約0.12	一部指定	4/11
17	伊賀 7	羽曳野市伊賀二丁目地内	約0.17	一部指定	4/11
18	伊賀 1 6	羽曳野市伊賀一丁目地内	約0.17	全部指定	4/11
19	野々上 1	羽曳野市野々上二丁目地内	約0.35	全部指定	4/11
20	野々上 4	羽曳野市野々上三丁目地内	約0.21	全部指定	4/11
21	野々上 5	羽曳野市野々上及び野々上三丁目地内	約0.17	一部指定	4/11
22	菅田 1	羽曳野市菅田五丁目地内	約0.10	全部指定	5/11
23	菅田 4	羽曳野市菅田六丁目地内	約0.03	一部指定	5/11
24	菅田 9	羽曳野市菅田三丁目地内	約0.19	全部指定	5/11
25	菅田 1 0	羽曳野市菅田三丁目及び六丁目地内	約0.04	一部指定	5/11
26	菅田 1 4	羽曳野市菅田三丁目及び白鳥三丁目地内	約0.10	全部指定	5/11
27	菅田 1 8	羽曳野市菅田一丁目地内	約0.10	全部指定	8/11
28	菅田 2 2	羽曳野市菅田五丁目地内	約0.02	一部指定	5/11
29	碓井 2	羽曳野市碓井一丁目及び菅田二丁目地内	約0.05	全部指定	5/11
30	郡戸 1	羽曳野市郡戸地内	約0.22	一部指定	6/11
31	郡戸 5	羽曳野市郡戸地内	約0.59	一部指定	6/11
32	郡戸 1 2	羽曳野市郡戸地内	約0.43	一部指定	6/11
33	郡戸 1 4	羽曳野市郡戸地内	約0.14	一部指定	6/11
34	軽里 3	羽曳野市軽里三丁目地内	約0.19	全部指定	7/11
35	河原城 5	羽曳野市河原城地内	約0.08	全部指定	6/11
36	河原城 7	羽曳野市河原城地内	約1.72	一部指定	6/11
37	河原城 9	羽曳野市河原城地内	約0.46	全部指定	6/11
38	河原城 1 1	羽曳野市河原城地内	約0.12	全部指定	6/11
39	河原城 1 2	羽曳野市河原城地内	約0.07	全部指定	6/11
40	河原城 1 6	羽曳野市河原城地内	約0.32	一部指定	6/11
41	桃山台 1	羽曳野市桃山台四丁目地内	約0.07	一部指定	6/11
42	学園前 6	羽曳野市学園前六丁目地内	約0.13	全部指定	6/11
43	蔵之内 2	羽曳野市蔵之内地内	約0.12	全部指定	9/11
44	蔵之内 5	羽曳野市蔵之内地内	約0.07	全部指定	9/11
45	蔵之内 6	羽曳野市蔵之内地内	約0.04	全部指定	9/11
46	東阪田 3	羽曳野市東阪田及び壺井及び広瀬地内	約0.16	全部指定	11/11
47	壺井 1	羽曳野市壺井地内	約0.15	全部指定	11/11
48	広瀬 6	羽曳野市広瀬地内	約0.07	全部指定	10/11 11/11
	合計	48地区	約8.98ha		

「区域は指定図表示のとおり」



都市計画
生産緑地地区
特定生産緑地
既指定区域
特定生産緑地
新規指定区域



凡 例

都市計画

生産緑地地区

特定生產綠地

既定区域

新規指定区域

昭和60年測量
平成7年修正
平成12年修正
平成21年修正

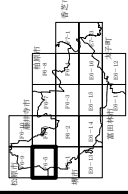
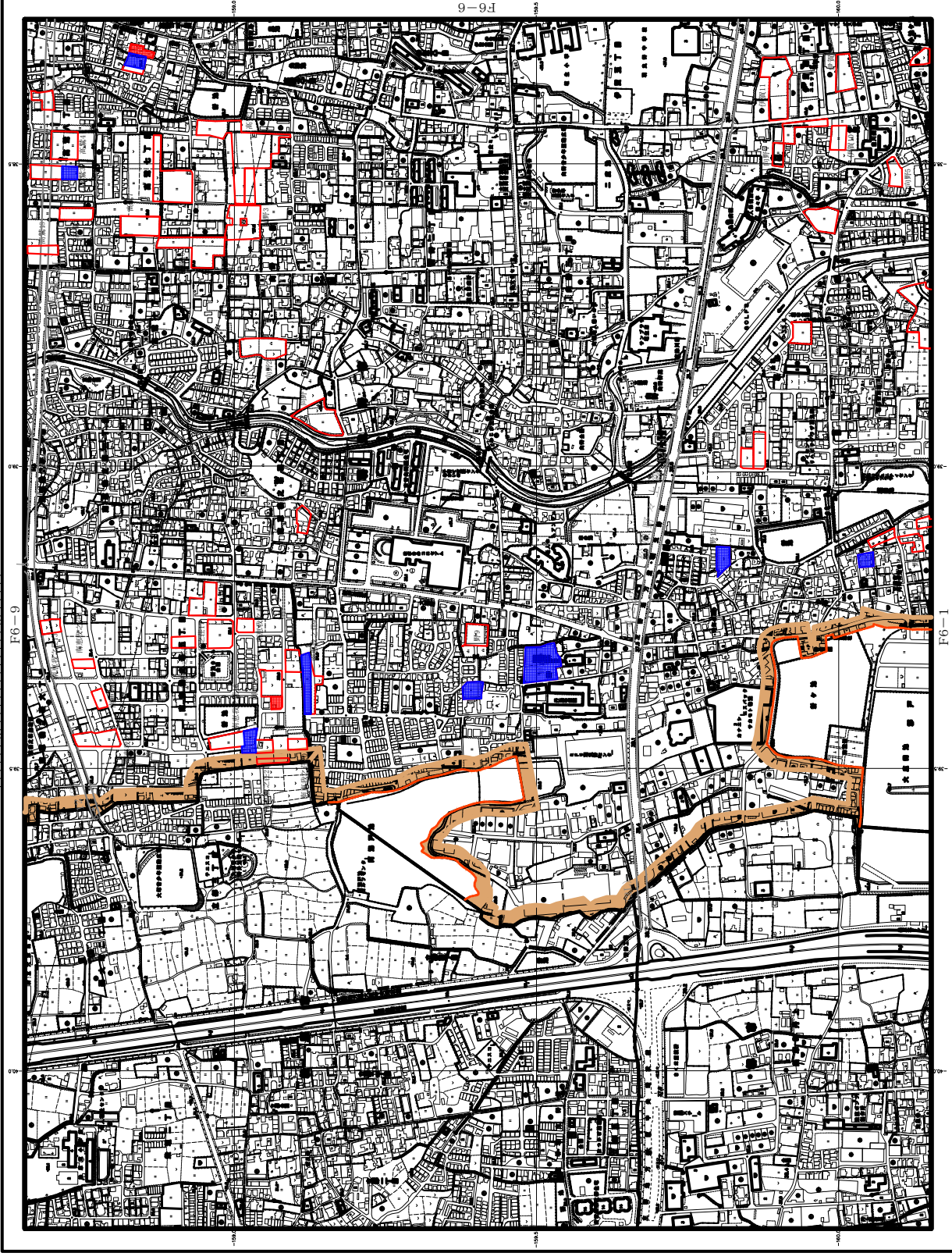
1. 平成13年 8月撮影
2. 平成12年10月民衆調査
3. 平成13年 3月調査
4. 平成21年11月撮影
5. 平成21年12月民衆調査

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定によるWGS84座標系
投影は横メルカトル投影
図形に表わした座標値はメートルの単位
方式はD、G、M、P、Zのいずれか
高さの基準は東京湾の平均海面(7.7P)
毎測点毎に座標値とメーカ名
各測点内座標値は、計算・測定法による

この測量成果は、建設省(国土地測図研)の承認及び測量を得て、
国営西宮の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(準則番号)平 12、近公第 169 号

測量計画係	大府
測量計業係	株式会社豊技設計システム
検査計画係	羽曳野市
検査計業係	富士測量株式会社
測量計画係	羽曳野市

指定図		特定生産緑地の指定	
S=1/2,500		原簿番号	
		3/11	



凡 例	
	都市計画
	特定生産緑地
	指定緑地
	特定生産緑地
	指定緑地
	指定緑地

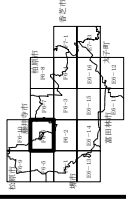
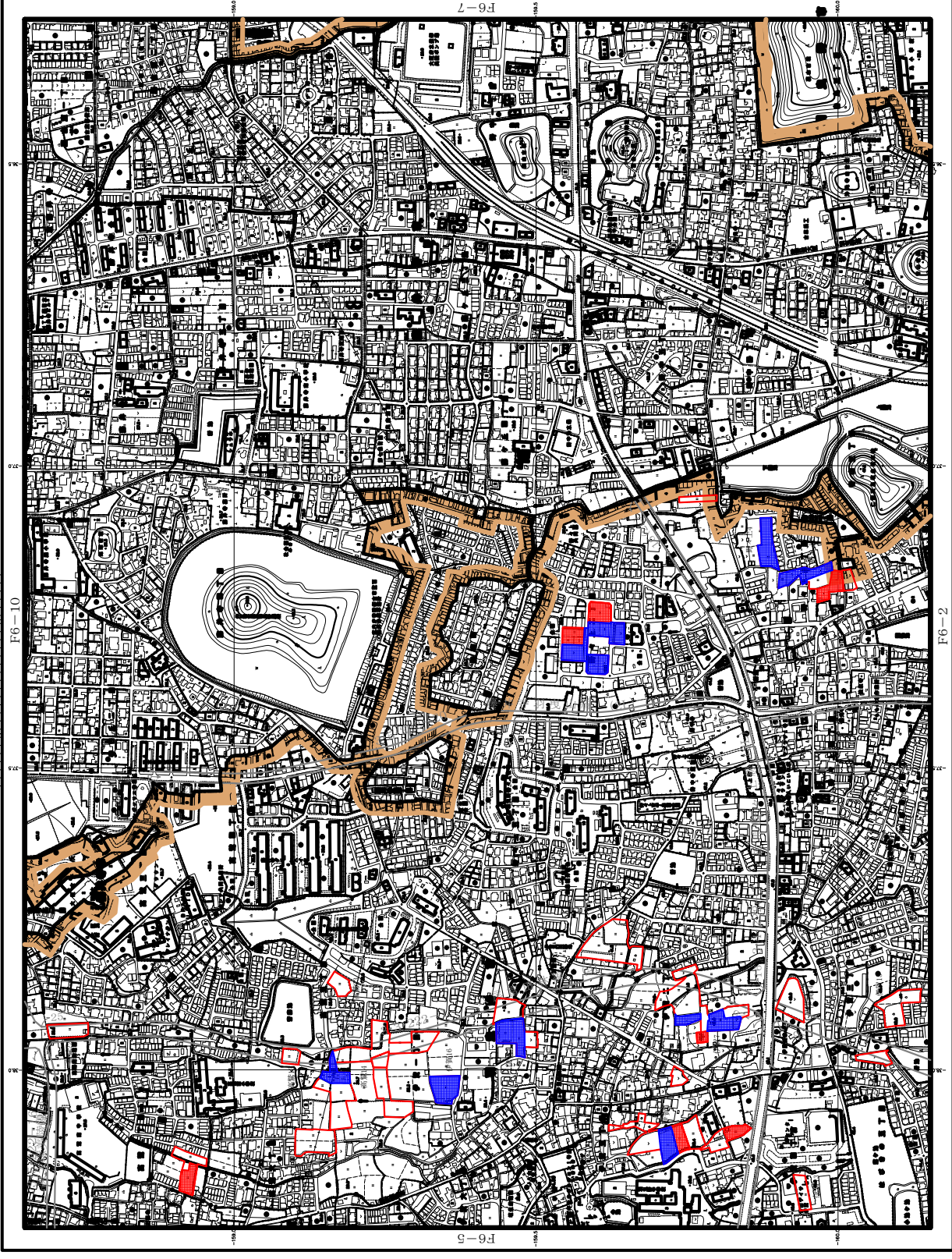
記 号	
	A12
	A13
	A14
	A15
	A16
	A17
	A18
	A19
	A20
	A21
	A22
	A23
	A24
	A25
	A26
	A27
	A28
	A29
	A30
	A31
	A32
	A33
	A34
	A35
	A36
	A37
	A38
	A39
	A40
	A41
	A42
	A43
	A44
	A45
	A46
	A47
	A48
	A49
	A50
	A51
	A52
	A53
	A54
	A55
	A56
	A57
	A58
	A59
	A60
	A61
	A62
	A63
	A64
	A65
	A66
	A67
	A68
	A69
	A70
	A71
	A72
	A73
	A74
	A75
	A76
	A77
	A78
	A79
	A80
	A81
	A82
	A83
	A84
	A85
	A86
	A87
	A88
	A89
	A90
	A91
	A92
	A93
	A94
	A95
	A96
	A97
	A98
	A99
	A100

1. 平成23年 3月現在
2. 平成23年 3月現在
3. 平成23年 3月現在
4. 平成23年 3月現在
5. 平成23年 3月現在
6. 平成23年 3月現在

1. 平成23年 3月現在
2. 平成23年 3月現在
3. 平成23年 3月現在
4. 平成23年 3月現在
5. 平成23年 3月現在
6. 平成23年 3月現在

1. 平成23年 3月現在
2. 平成23年 3月現在
3. 平成23年 3月現在
4. 平成23年 3月現在
5. 平成23年 3月現在
6. 平成23年 3月現在

指定図	特定生産緑地の指定
S=1/2,500	原図番号
	4/11



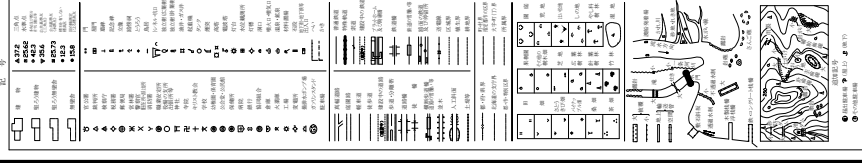
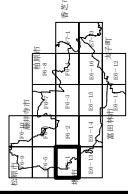
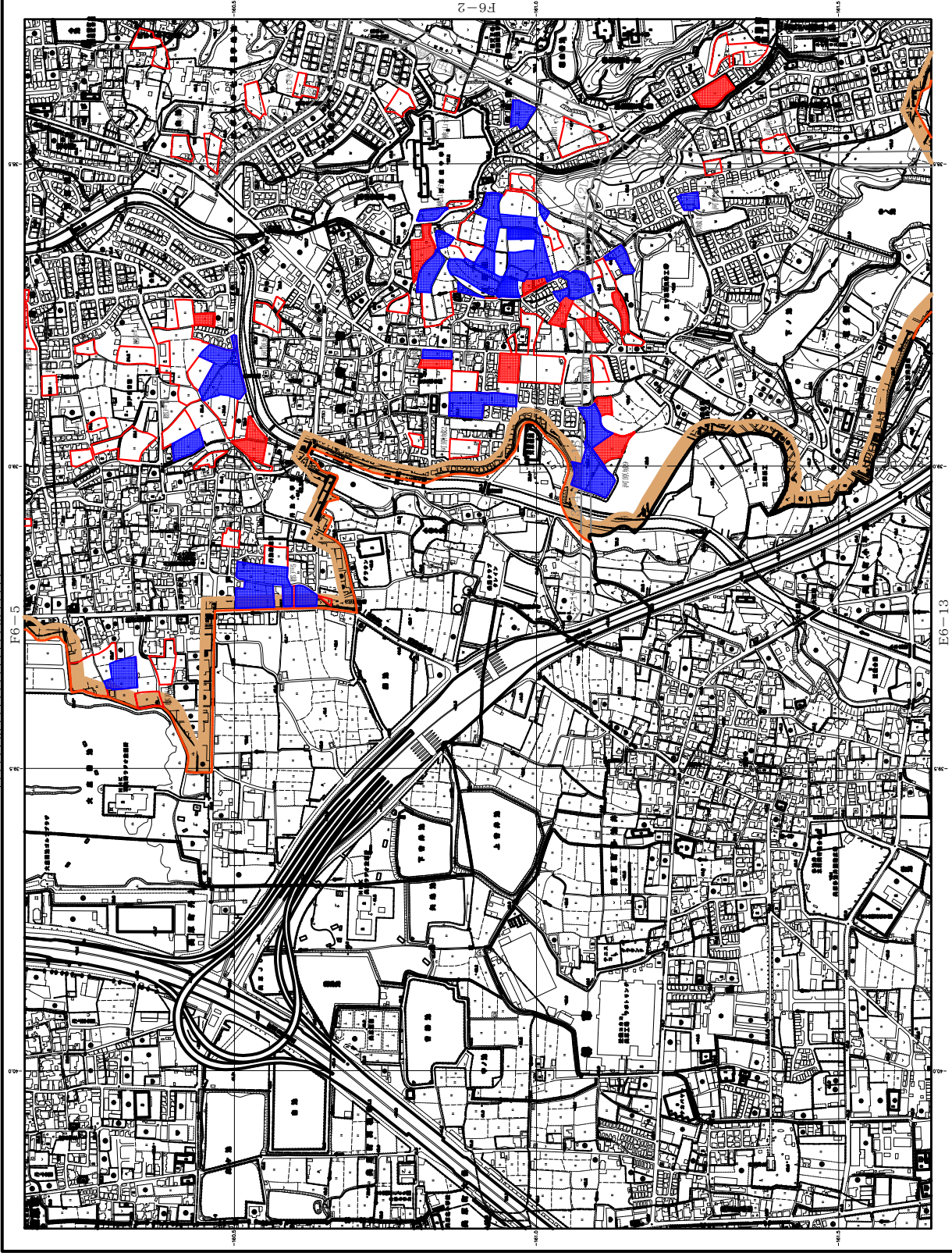
記号	説明
●	指定生産緑地
■	新指定生産緑地
□	都市計画
■	生産緑地
■	特定生産緑地
■	既指定区域
■	特定生産緑地
■	新指定区域

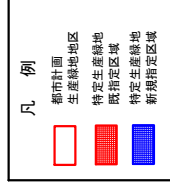
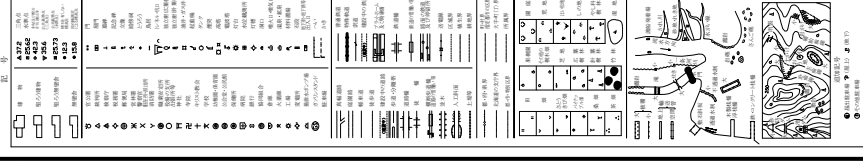
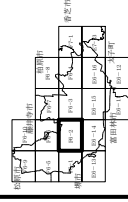
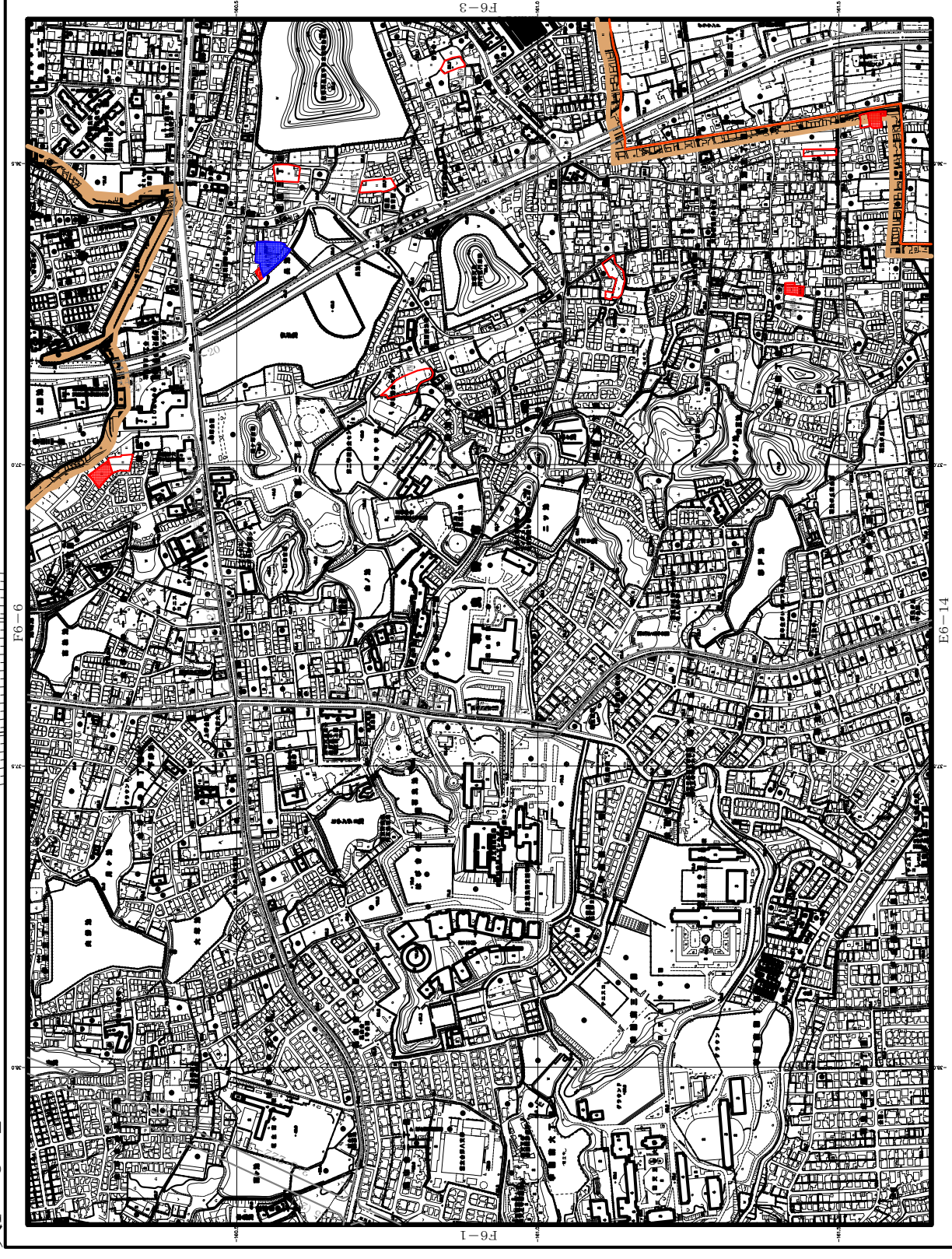
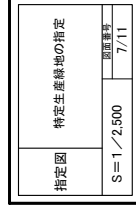
凡例	説明
□	都市計画
■	生産緑地
■	特定生産緑地
■	既指定区域
■	特定生産緑地
■	新指定区域

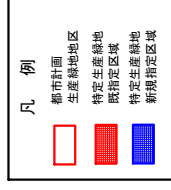
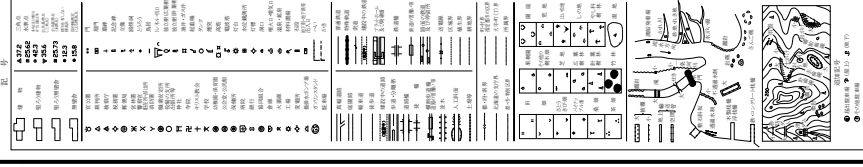
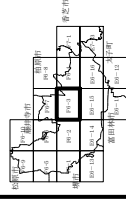
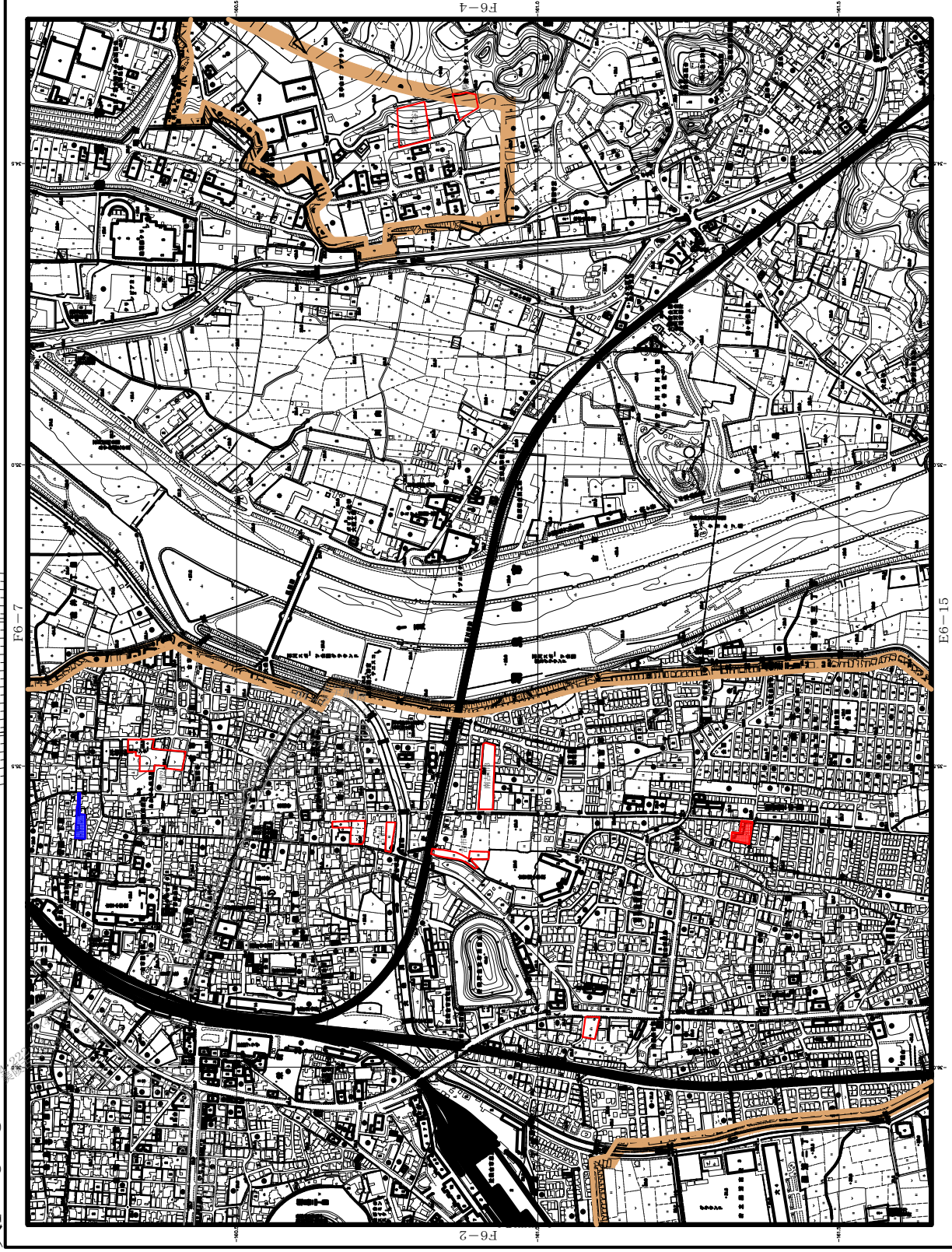
1. 平成23年度 国土利用
2. 平成23年度 国土利用
3. 平成23年度 国土利用
4. 平成23年度 国土利用
5. 平成23年度 国土利用
6. 平成23年度 国土利用

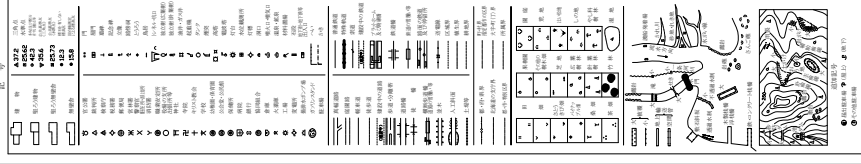
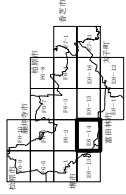
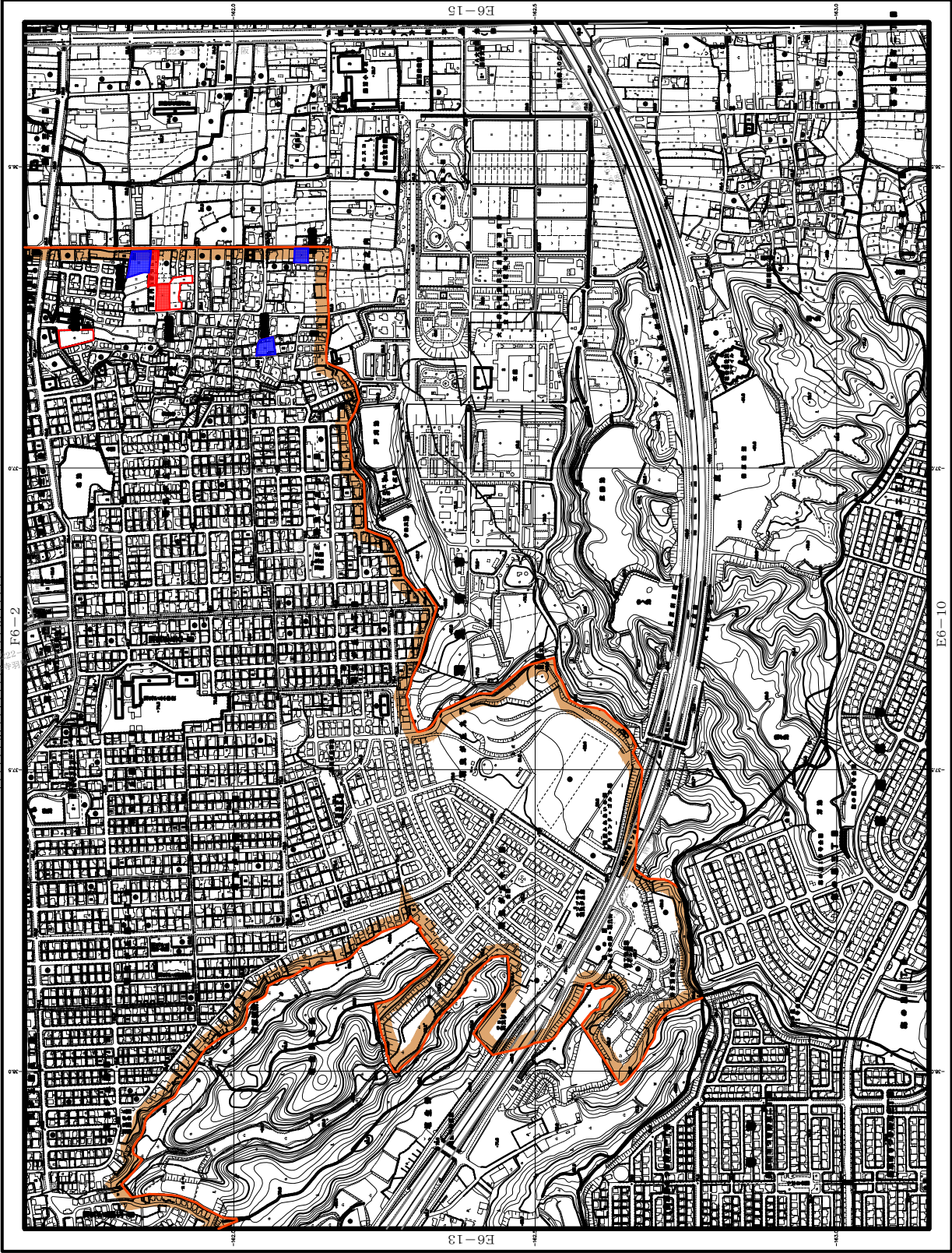
国土利用計画 大 阪 府
国土利用計画 大 阪 府
国土利用計画 大 阪 府
国土利用計画 大 阪 府
国土利用計画 大 阪 府
国土利用計画 大 阪 府

指定図	特定生産緑地の指定
S=1/2,500	図面番号
	6/11









都市計画

都市計画

生產綠地區

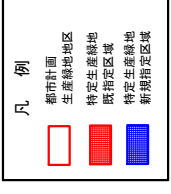
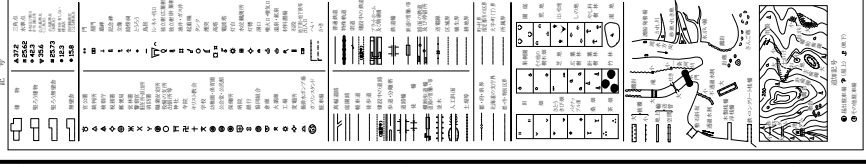
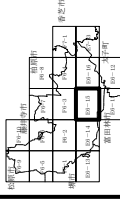
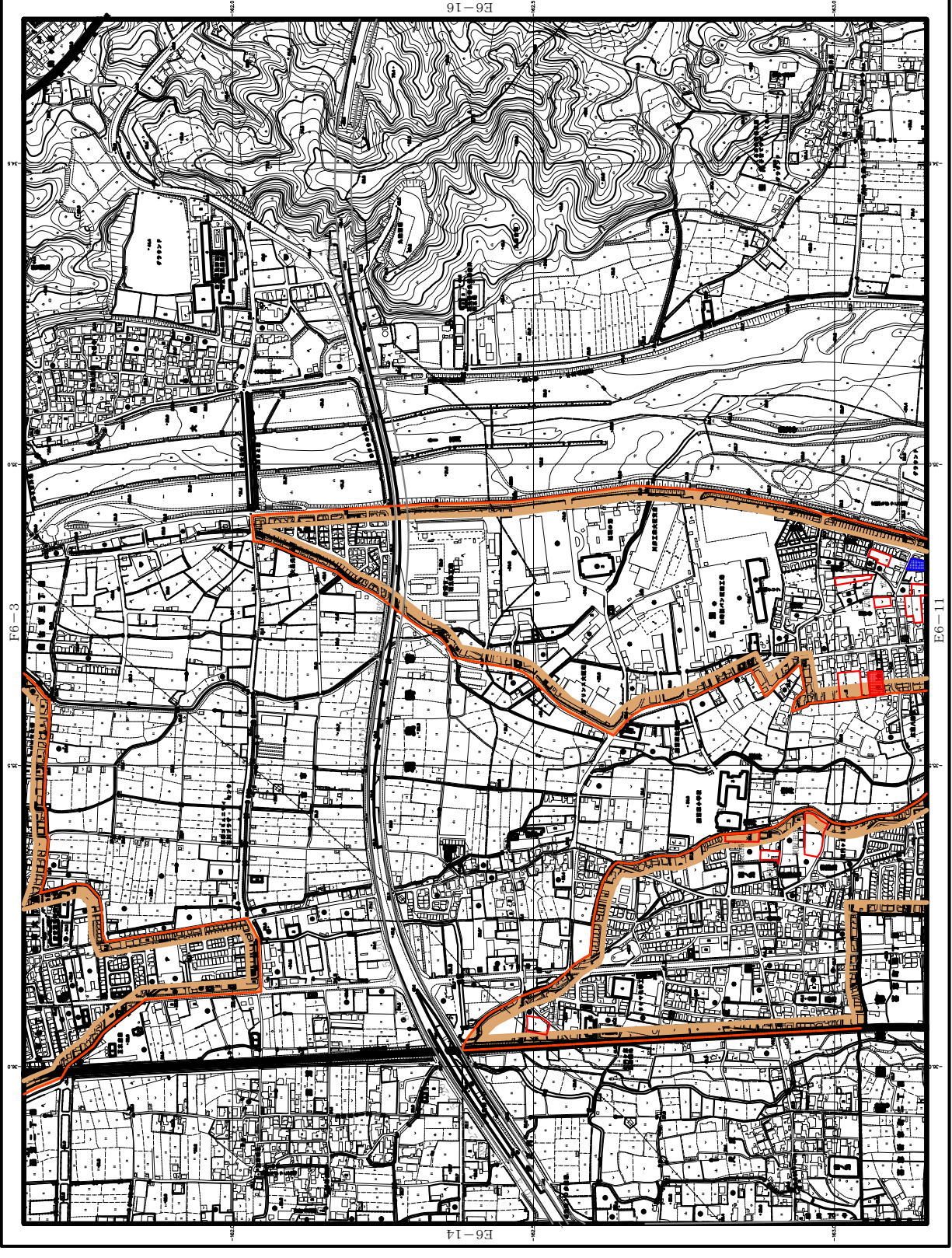
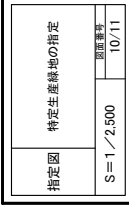
特定生產綠地

以指定區域
註冊生產錫標

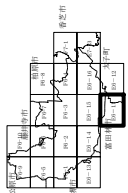
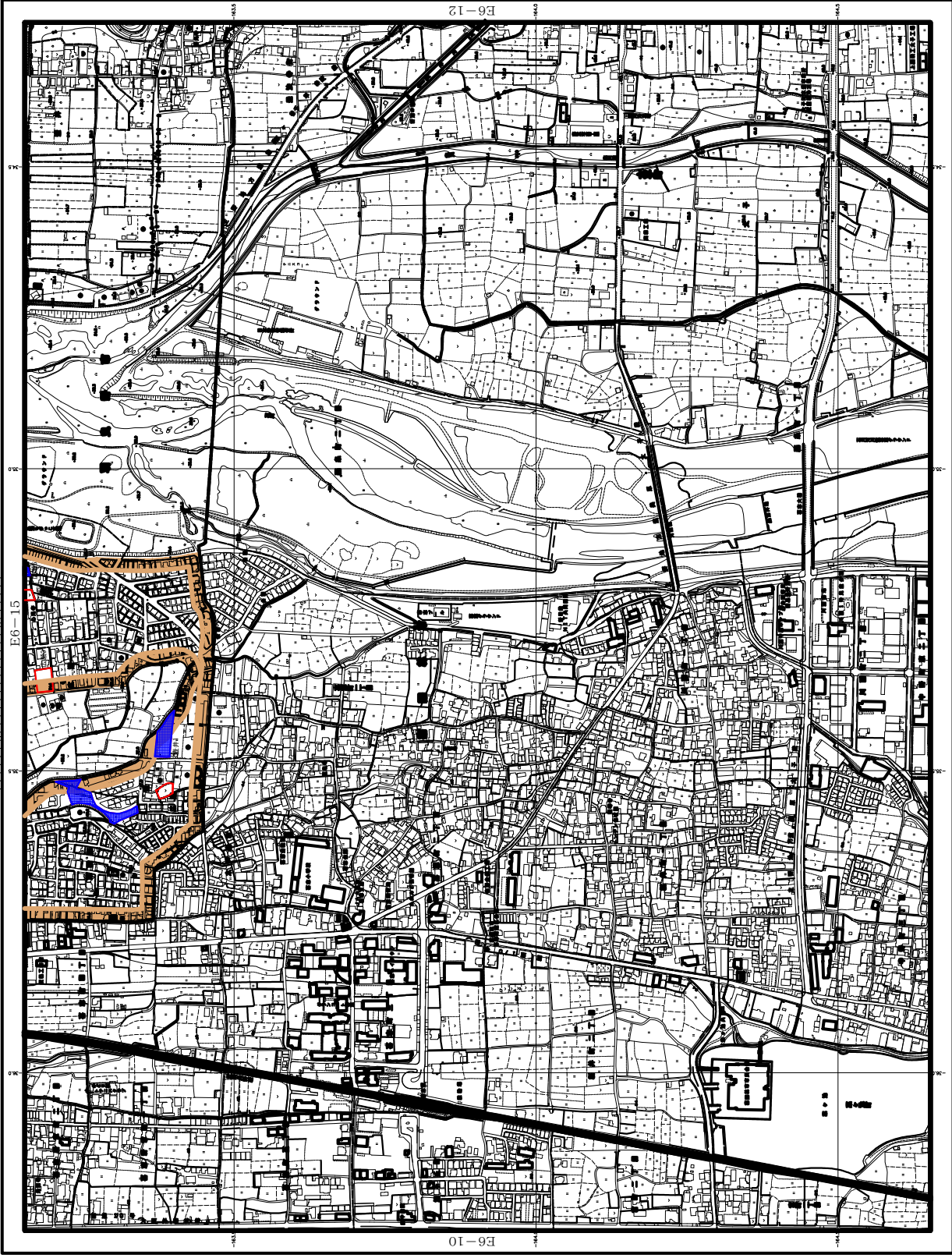
新规指定区域

[illegible]

昭和60年測量	1. 平成13年8月撮影
平成7年修正	2. 平成12年10月復旧測量
平成12年修正	3. 平成13年3月撮影
平成21年修正	4. 平成22年11月撮影
平成21年修正	5. 平成21年12月復旧測量
	6. 平成22年3月撮影



指定図	特定生産緑地の指定
S=1/2,500	原図番号
	11/11



凡例	都市計画 生産緑地地区 特定生産緑地 既指定区域 特定生産緑地 新規指定区域
1:2,500	原図番号
11/11	

1. 平成12年 国土庁
2. 平成12年 国土庁
3. 平成12年 国土庁
4. 平成12年 国土庁
5. 平成12年 国土庁
6. 平成12年 国土庁

大E-6-11
羽曳野市地形図
1:2,500
大E-6-11

議案第 3 号

羽曳野市都市計画マスタープラン
の一部改定について

都市計画マスタープランの一部改定の趣旨

都市計画マスタープランは、平成4年に改正された都市計画法に基づき、市町村が都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、羽曳野市（以下、本市とする。）では、平成12年2月に『羽曳野市都市計画マスタープラン～「雅のまち」の創生をめざして～』を策定し、直近では平成28年に改定を行い、この方針に即してまちづくりを推進してきました。

令和2年10月に南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）が改定されましたが、この改定の趣旨を踏まえた都市計画マスタープランの全面改定は目標年次の令和7年度に実施することとし、今回は令和3年3月に第6次羽曳野市総合基本計画（後期計画）が策定されたことを受けて、都市計画マスタープランの必要最小限の改定を行います。

第6次羽曳野市総合基本計画（後期計画）改定点

令和3年3月に第6次羽曳野市総合基本計画（後期計画）が改定され、地域産業の活性化を図るため「企業誘致や広域ネットワークを活かした企業立地の促進を図る」という考えに基づき、都市計画マスタープランの一部を以下のように変更する。

都市計画マスタープラン改定点

『第2章全体構想、02分野別方針、（2）市街地整備方針 ■市街地整備の基本方針』中の

4）秩序ある市街地を形成する地域

○本市の広域交流軸である「南阪奈道路」「国道170号（大阪外環状線）」「都市計画道路八尾富田林線」の沿道は、無秩序な市街化の抑制に努めるとともに、広域交通の沿道サービスとしての商業機能や、産業・流通業務系施設などの立地を誘導することに加え、広域幹線道路同士の交差点近傍に大規模集客施設の立地誘導を図るなど秩序ある市街地の形成を図ります。

- ・南阪奈道路沿道地区 ・南阪奈道路沿道（美原ジャンクション周辺）地区
- ・八尾富田林線沿道地区・大阪外環状線沿道地区

上記の赤字部分を加える。

追記の理由

現在の都市計画マスタープランでは、大規模集客施設の立地について位置付けがない状態であり、土地利用のポテンシャルの高い広域幹線道路（国道170号（大阪外環状線）、南阪奈道路、八尾富田林線）の沿道において大規模集客施設の立地ができない状況となっている。

そこで、広域幹線道路沿道において企業立地を促進し、市内の活性化及び雇用の創出を図ることを目的として、『大規模集客施設の立地』について都市計画マスタープランに位置付けを行う。

その他の改正概要

平成 28 年の改定時に設けた目標年次の間接時期となることから、事業進捗や経年変化等の状況を反映するための修正等を併せて行う。

今後のスケジュール

- ① パブリックコメントの実施
時期：令和 3 年 9 月 1 日（水）から 9 月 30 日（木）
- ② 第 2 回都市計画審議会において最終案の報告（パブリックコメントの実施結果の報）
時期：11 月下旬
- ③ 公表（予定）
時期：12 月

議案第 4 号

市街化調整区域における地区計画のガイドライン
の策定について

策定の背景

本市では、市街化調整区域の地区計画の決定にあたり、大阪府が示している『市街化調整区域における地区計画のガイドライン』の対象区域の分類を準用し、地区計画決定を行ってきました。

しかし、大阪府のガイドラインの位置付け等において、
○都市計画区域マスタープランの「市街化調整区域の土地利用の方針」を踏まえ、地区計画の規模や対象区域等について大阪府の基本的な考え方を示すものである。

なお、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、市町村においては、本ガイドラインを参考に、地域の実情を踏まえたより詳細な内容を規定するなど運用基準を策定し、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、『市町村都市計画マスタープラン』という。）に位置づけられることが望ましい。と示されています。

そこで、本市の実情を踏まえ、市独自の基準を設けた『市街化調整区域における地区計画のガイドライン』を策定しようとするものです。

本市の状況

市街化区域	1337.4ha
市街化調整区域	1307.6ha
市域全体面積	2645 ha

市街化調整区域の大部分は、農用地指定区域や金剛生駒葛城山系に広がる国定公園の区域などが駒ヶ谷地域に分布しているため石川より東側に分布しています。

一方、石川より西側においても、国道170号（大阪外環状線）や南阪奈道路等の幹線道路沿道部において市街化調整区域が広がっている状況となっているため、大規模商業施設等の企業立地が進みにくい状況となっています。

そこで、羽曳野市独自の「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を策定し、幹線道路沿道という立地ポテンシャルを活かした適正な土地利用誘導を図ることが必要となります。

策定の目的

市街化調整区域においては、市街化を抑制する区域であるという市街化調整区域の基本理念を堅持しつつ、自然的土地利用と調和した都市的な土地利用に配慮しながら、保全と活用を図っていく必要があります。

そこで、本ガイドラインにおいて必要な事項を定め、市街化調整区域内における地区計画の適正な運用を行うことにより、本市にふさわしい地区計画の誘導を図ることを目的とします。

構成

ガイドラインは以下の項目により構成します。

- 1、目的
- 2、市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方
- 3、対象外区域
- 4、地区計画策定にあたっての留意事項
- 5、対象区域
- 6、地区計画に定める事項
- 7、条例による土地利用制限の適用

報告事項

羽曳野市都市計画審議会条例の一部改正について

○羽曳野市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、羽曳野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員で組織する。

(1) 学識経験者 8 人以内

(2) 市議会議員 5 人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

(1) 市民 5 人以内

(2) 関係行政機関の職員 4 人以内

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると市長が認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があると市長が認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査に参加し、当該調査が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長は、副会長を指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、市長が行う。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 5 条の 2 会長(前条第 1 項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前項の場合において、審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理する委員)

第 6 条 市長は、第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる者につき任命された委員が会議の招集を受けた場合において会議に出席できないときは、その委員の職務上の代理者を委員として任命することができる。

2 前項の規定により任命された委員は、審議会の会議に出席し、第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる委員の職務を行うものとする。

(報酬及び費用弁償の額並びに支給方法)

第 7 条 審議会の委員(前条第 1 項の規定により任命された委員を含む。)、臨時委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 2 号)抄

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 14 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和 3 年 3 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。